

大阪維新の会 代表選挙執行規則

(目的)

第1条 この規則は、本会規約第6条第7項の規定に基づき、代表選挙の執行に関して必要な事項を定める。

(代表選挙管理委員会)

第2条 代表選挙に関する事務全般を管理するため、代表選挙が行われる都度、本会に代表選挙管理委員会を置き、当該代表選挙の確定をもって解散する。

- 2 代表選挙管理委員会は、5人以内の委員によって構成する。
- 3 委員は、総務会長が指名するものとする。なお、総務会長が代表選挙に立候補する場合は、総務会長代行が、総務会長代行が不在の場合又は代表選挙に立候補する場合は副総務会長が総務会長に代わり委員を指名する。
- 4 代表選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によって決定する。
- 5 委員長は、代表選挙管理委員会を運営し、その事務を管理する。
- 6 委員長は、あらかじめ委員の中から、委員長がその職務を行うことができない場合に委員長に代わってその職務を行う副委員長一人を指名しておかなければならない。
- 7 代表選挙管理委員会は、過半数の委員の出席により成立する。
- 8 代表選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。

(投票権を有する会員)

第3条 次条第2項に規定する代表選挙の告知を行った日現在で会員であり、かつ全体会議開催日における会員をもって代表選挙の投票権を有する会員とする。

(選挙期日及び告知)

第4条 任期満了による代表選挙は任期満了日前14日以内に、代表が欠けた場合による代表選挙はその事由が発生した日から30日以内に行う。

- 2 代表選挙期日の告知は、少なくともその7日前までに全体会議の開催案内とともに行わなければならない。
- 3 代表選挙管理委員会は、選挙期日、告知その他の選挙日程を決定するとともに、併せて、第2条第3項の規定により代表選挙管理委員会委員を指名した者に対して代表選挙執行のための全体会議の開催を要請するものとする。

(代表候補者)

第5条 代表選挙の候補者となることができる者は、第3条で規定する投票権を有する会員である者とする。

- 2 代表候補者となろうとする者は、候補者届出書（別記第1号様式）により代表選挙管理委員会

委員長に届け出なければならない。

- 3 前項の立候補届出日は全体会議開催日とし、その時間、場所は代表選挙管理委員会が定めるものとする。なお、この日時、場所は、前条第2項の全体会議開催案内に記載しなければならない。
- 4 代表選挙管理委員会は、第2項の届出の状況を全体会議冒頭で報告しなければならない。

(代表選挙実施のための全体会議)

- 第6条 代表選挙実施のための全体会議は、第4条第3項の規定により代表選挙管理委員会からの要請を受け、第2条第3項の規定により代表選挙管理委員会委員を指名した者が招集する。
- 2 前項の全体会議は、代表選挙以外の案件を上程することができるものとする。なお、代表選挙以外の案件は代表選挙執行後に行うものとし、議案の説明等は旧役員が行う。
 - 3 全体会議における代表選挙議案の進行は代表選挙管理委員会が行う。
 - 4 会員の投票前に、立候補者による立会演説会を行う。
 - 5 投票は、投票用紙（別記第2号様式）に会員の氏名を記載して行う記名投票とする。
 - 6 代表選挙の開票は、会員の投票終了後、直ちに代表選挙管理委員会の監理の下事務局職員が行う。
 - 7 有効投票の最多数を得た代表候補者を当選者と決定する。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

(無効票)

- 第7条 次の投票は、無効とする。
- 一 正規の用紙を用いないもの
 - 二 代表候補者でない者の氏名を記載したもの
 - 三 二人以上の代表候補者の氏名を記載したもの
 - 四 代表候補者の何人に対して投票したかを確認できないもの
 - 五 会員氏名を記載しないもの
- 2 疑問票の判定は代表選挙管理委員会が行う。

(定めのない事項の取扱い)

- 第8条 代表選挙に関する事項で、本会規約又は本規則に定めがない事項については、代表選挙管理委員会が決定する。

附 則

この規則は、令和3年9月4日から実施する。